平成２８年（フ）第３９２号
栃木県宇都宮市清原台２丁目15番７号
債務者　佐藤　篤武
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０４号
栃木県真岡市大谷台町20番地12
債務者　フェルナンデス　タイラ　エアルレアントニー
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０６号
栃木県宇都宮市雀の宮４丁目26番11号　第２朝日マンション202
債務者　薮井　　武
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２号
栃木県栃木市藤岡町都賀2347番地２
債務者　青谷　康広
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２５６号
静岡市清水区但沼町537番地の３、旧住所静岡市清水区小島町44番地の４
債務者　伊藤　実男
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５７号
静岡市清水区但沼町537番地の３、旧住所静岡市清水区小島町44番地の４
債務者　伊藤　智代
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２２号
静岡県藤枝市築地64番地の６　クラロ202号
債務者　甲斐　佑介
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２３号
静岡県藤枝市築地64番地の６　クラロ202号
債務者　甲斐　絵美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６３号
静岡市清水区山原150番地の34
債務者　浜田　育美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９８号
岡山県高梁市落合町阿部1746番地１レオパレスほわいとぴーち107、旧住所岡山市北区横井上197番地１ラ・フィオーレ301
債務者　中西　民枝
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０８号
岡山市東区竹原1122番地シティハイツ片岡201、住民票上の住所岡山市東区竹原1122番地
債務者　原　　真治
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３７号
岡山県高梁市成羽町成羽3142番地１サンパレス成羽Ⅲ205
債務者　青戸　文男
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３８号
岡山市北区大安寺東町25番16号１Ｆ、旧住所岡山市北区大安寺東町27番33号
債務者　藤田シズヱ
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６４号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西11―814
債務者　山下　勝司
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１０号
沖縄県沖縄市照屋４丁目18番３号　ＫＵＷＡＥＨＯＵＳＥ
債務者　友知　公宏
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部